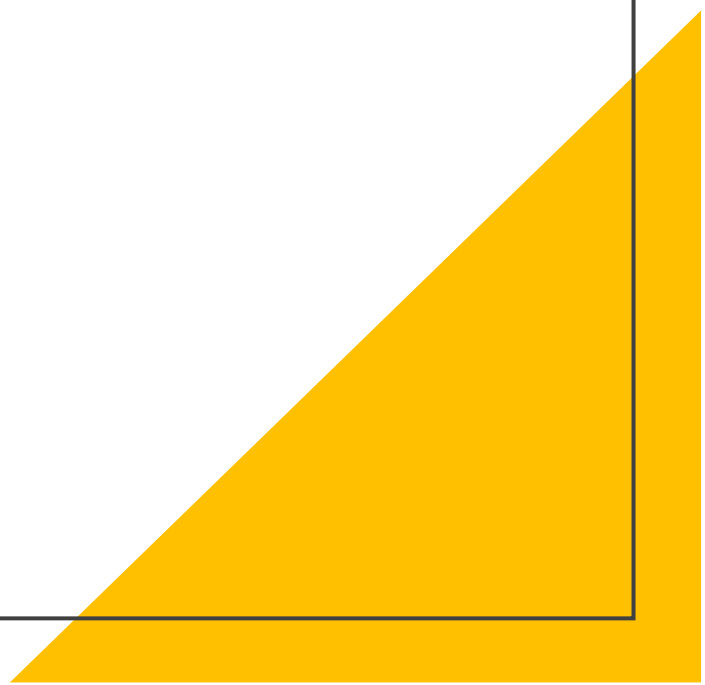


障害者自立支援法から 20年

福祉の解体に抗して

2026. 7. 27

高橋千鶴子（障害者の権利委員会責任者）



- 障害福祉サービス等の総費用額（＝自立支援給付費等（公費負担）＋利用者負担）は、利用者の増加や一人当たり利用額の増加により、直近10年間で約2倍に増加。
- **利用者負担割合は他のサービスと比べても僅少**であり、医療・介護保険制度にも増して**障害福祉サービス等報酬（＝サービス料金）の上昇や利用量の増加による負担増**を利用者が感じにくく、**供給サイドである事業所の増加に応じて総費用額が増加しやすい構造**。こうした中、**サービスの質の確保と総費用額の抑制**を両立し、制度の持続可能性をどのように確保していくかが大きな課題。

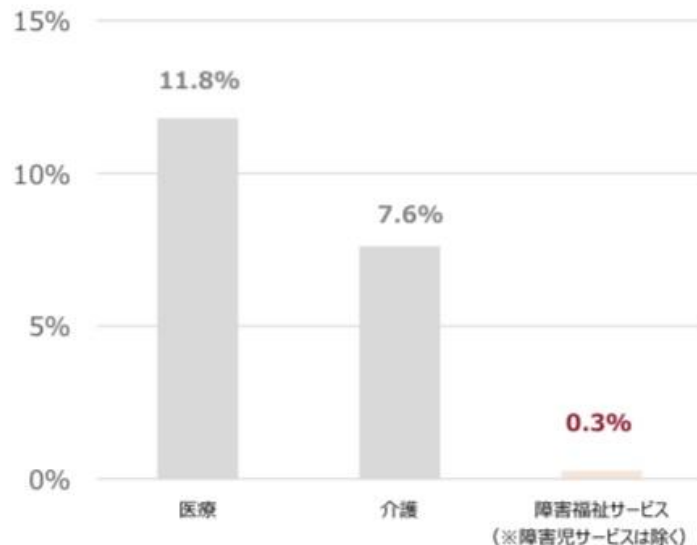
◆障害福祉サービス等の総費用額の推移と負担の内訳



（出所）国保連データ（年度ごとの実績）を基に作成。

（出所）国庫負担については、交付決定額等、利用者負担については、国保連データを基に作成。地方負担は残余の額。

◆総費用額に占める自己負担額割合の比較



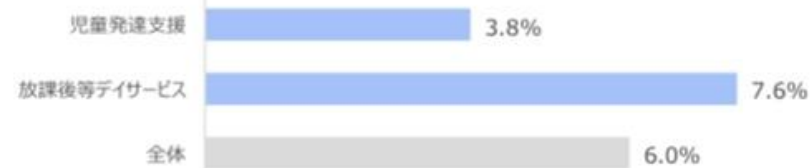
（出所）医療は「令和5年度国民医療費の概況」における国民医療費に占める患者負担、介護は「令和5年度介護保険事業状況報告（年報）」における費用額から給付費を控除して自己負担額を算出。障害福祉サービスは「国保連データ」を基に作成。

- 障害児支援に係る費用は急激に増加。その間、児童発達支援や放課後等デイサービスといった通所系サービスの事業所数（特に営利法人が設置する事業所）は大幅に増加し、1事業所あたりの総費用も増加しており、収支差率は高い水準となっている。
- 障害児支援に係る総費用の増加は制度の持続性に関わる課題であり、サービスの質を確保しつつ、費用の抑制にも取り組む必要。

◆障害児支援 サービス別総費用額



◆1事業所当たり総費用の伸び（2024年度、サービス類型別）



(出所) 国保連データ（各年度ごとの月平均）を基に作成。

◆事業所数の伸びと法人類型の割合の変化

①児童発達支援



②放課後等デイサービス



(出所) 事業所数は国保連データ、収支差率は厚生労働省障害福祉サービス等経営概況調査、中小企業の利益率は財務省法人企業統計
(注) 中小企業の計数は、売上高経常利益率（金融保険業、純粋持株会社を除く）。

資料2

衆院本会議で審議入り(2005年10月18日)

高橋「19人の参考人の皆さんが一番問題にしている応益負担をそのまま柱にすえています。しかも、障害程度区分やサービス報酬基準などの事項が政省令にゆだねられたま・・・本法案は撤回し、障害者や家族の声を真摯にうけとめ、障害者の真の自立と社会参加のため、障害者福祉施策の抜本的な再検討を行うべきではありませんか」

尾辻厚労大臣「障害福祉サービスにかかる**費用が増大いたします中で、その費用を皆で支え合うという観点から、利用者負担の見直し**とあわせ、在宅サービスに関する国の負担を義務的なものとしております。・・・・これらの見直しにより、**障害者が自らも制度を支える一員**となりますとともに、必要なサービスを安定的に受けることができる仕組みを実現することが障がい者の自立につながるもの」

資料3

2006年12月6日、参考人質疑と一般質疑 (集中審議)が実現！

「応益負担とは？」—藤井克徳参考人（日本障害者協議会常務理事当時・現在きょうされん専務理事）

藤井「実は、応益の『益』というのは、『溢れる』と書くんです、本当は。私は、ぜいたく部分は全部自分で払うのは当たり前なんです。しかし、**生命を維持していくぎりぎりの行為**というのは、これはやはり公的な面で支援をしてほしい」

資料4 ▶ 与党の心が動いた！！

池添素参考人（障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会・現子どもの発達と療育をまもる全国ネット事務局長）

「我が子の障害が告げられたとき、目の前が真っ暗になってしまった親の気持ち、少し想像力を果たらせていただければわかっていただける...その暗い気持ちを受け止め、励まし、支え、子供との接し方を教えてくれるのが、療育を行う通園施設や児童デイサービスです。最初は通うことに消極的でも、発達していく我が子の姿に励まされ、下を向いていたお母さんも次第に笑顔を取り戻し、子供とともに人生の新しい一歩を踏み出していくのです。」

「この機会を得るのに何か月もかかったのに、せっかくできるようになったのに。療育は連続して大きな成果を得られます。...幼い間は大人が守れるときもあるでしょう。しかしやがては大人の保護から離れていく日が来ます。それが自立です。そして、その時のために、幼いうちから少しでも力をつけてやりたいのです」

資料 5

障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)

H19年12月7日 与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム

- 3年目の見直しを前に、与党で抜本的見直しの考え方を示すとともに、激変緩和措置として「**1200億円**」の「特別対策」を実施するとした。
- 介護保険との統合を前提としない。
- 障害児を持つ世帯の**8割**が課税世帯であり、負担感が大きいこと。**18～19歳**の場合に負担が増えるケースあるとの指摘あり。
- 日割り報酬の見直し。人材確保
- 相談支援の強化
- 所得保障 障害基礎年金の引上げ（例えば**2級**の金額を**1級**なみに。さらに**1級**は引き上げ）

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と 国 (厚生労働省)との基本合意文書

2010年1月7日

- 障害者自立支援法違憲訴訟の原告ら 71 名は、国（厚生労働省）による話し合い解決の呼びかけに応じ、これまで協議を重ねてきたが、今般、本訴訟を提起した目的・意義に照らし、国（厚生労働省）がその趣旨を理解し、今後の障害福祉施策を、障害のある当事者が社会の対等な一員として安心して暮らすことのできるものとするために最善を尽くすことを約束したため、次のとおり、国（厚生労働省）と本基本合意に至ったものである。
- 一 障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定 国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成 25 年 8 月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する。そこにおいては、障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする。
- 二 障害者自立支援法制定の総括と反省
 - 1 国（厚生労働省）は、憲法第13条、第14条、第25条、ノーマライゼーションの理念等に基づき、違憲訴訟を提訴した原告らの思いに共感し、これを真摯に受け止める。
 - 2 国（厚生労働省）は、障害者自立支援法を、立法過程において十分な実態調査の実施や、障害者の意見を十分に踏まえることなく、拙速に制度を施行するとともに、応益負担（定率負担）の導入等を行ったことにより、障害者、家族、関係者に対する多大な混乱と生活への悪影響を招き、障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、原告らをはじめとする障害者及びその家族に心から反省の意を表明するとともに、この反省を踏まえ、今後の施策の立案・実施に当たる。

資料 7

「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」 2011年8月30日 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会

- はじめに ■ 総合福祉部会の背景と経過
- 平成21(2009)年12月、障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者に係る制度の集中的な改革を目的として「障がい者制度改革推進本部」が設置され、この下で、障害者施策の推進に関する意見をまとめる「障がい者制度改革推進会議」（以下「推進会議」という）が発足しました。このことは、障害者権利条約の基本精神である「私たち抜きに私たちのことを決めるな！」(Nothing about us without us！)を踏まえた政策立案作業の開始を意味します。
- 平成22(2010)年4月には、この推進会議の下に、障害者、障害者の家族、事業者、自治体首長、学識経験者等、55名からなる「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」（以下「総合福祉部会」という）が設けられました。さらには、平成22(2010)年6月29日、政府は閣議決定を行い、推進会議の「第一次意見」を最大限に尊重し「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を定めました。その中で、とくに「『障害者総合福祉法』（仮称）の制定」に関しては、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。」と定められました。こうして総合福祉部会は障害者総合福祉法の制定に向けた検討という使命を背負って18回の検討を重ねてきました。

資料8

当事者抜きでの議論をやめよ。 (2010年5月28日厚労委員会)

高橋「自民、公明の改正案は、与党時代に出された法案と基本的に同じものだと思います。障害者自立支援法をいずれ廃止する立場か、それとも制度の枠組みは残して修正する立場ですか」

自民・田村「今与党が考えておられる総合福祉法がどういうものになるかよくわかりませんが、いまの自立支援法という枠組みを廃止するという意味でこれを（修正案）出したわけではございません」

高橋「与党は、2013年8月までに廃止するという立場を変えたのですか？」

長妻大臣「基本合意を国として責任をもって交わしたわけでございまして、事実いま障がい者制度制度改革推進会議やその下の総合福祉部会で当事者の意見も聞きながらその作業を進めているということで、方針は変わっておりません」

高橋「自民党は枠組みを残す、与党は廃止、それを一本化するとはどういうことになるのか。」

→→この後、自民、公明の修正案、民主の修正案がいずれも撤回され、「厚労委員長提案」という形で一本化された修正案が可決、成立した。

資料9

国による約束違反を許さない！

まさに今、集団訴訟に関して、大きな動きが起っています。

障害者自立支援法違憲訴訟に関して、2010年1月7日、訴訟団が、政府との間で交わした「基本合意」が、あろうことか合意の当事者である国自身によって破られようとしています。

基本合意とは、訴訟団が訴訟を止める代わりに、国に一定の義務を課したもので、障害者自立支援法違憲訴訟に関しては、国が障害者自立支援法に変わる新しい法律を制定するというのが大きな柱でした。新法は、より障害者の生活実態に即し、障害者を普通に生活しているひとりの人間として尊重するという内容になるはずでした。

ところが、政府は、今、その約束を反故にしようとしています。このような約束違反を許しては、国民全体の基本的人権がないがしろにされかねません。

私たちは、政府によるそのような約束違反を絶対に許してはならないという考えから、多くの方の賛同を募っています。すでに下記のとおり、多数の訴訟団の方々の賛同を得ておりますが、運動を盛り上げていくためには、より多くの方々の暖かい支援が必要です。

我われ国民の生活を守るためにも、ぜひとも、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。**国による基本合意の反故を許さない！集団訴訟弁護団 共同抗議声明**

内閣総理大臣 野田佳彦殿 厚生労働大臣 小宮山洋子殿

2012年2月9日 障害者自立支援法違憲訴訟原告団全国弁護団／薬害肝炎全国原告団・弁護団／ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会／原爆症認定集団訴訟全国弁護団連絡会／全国生存権訴訟弁護団／全国B型肝炎訴訟弁護団／中国「残留孤児」国家賠償訴訟弁護団全国連絡会／東京HIV訴訟弁護団／大阪HIV訴訟弁護団／ノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟弁護団／ノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟東京弁護団／ノーモア・ミナマタ国賠等請求訴訟近畿弁護団／薬害イレッサ訴訟統一弁護団

障害者の権利に関する条約

第1回日本政府報告(日本語仮訳)

第1部総論

Ⅲ 条約上の権利の実現のための政策、戦略、国内の法的枠組み、障害者差別に関する包括的な枠組み

5. 我が国の憲法は、基本的人権の尊重を重要な柱としており、憲法第97条においては、基本的人権を「現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としている。この基本的人権には、(i)身体の自由、表現の自由、思想・良心の自由、信教の自由等のいわゆる自由権的権利、(ii)教育を受ける権利、(iii)国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利等のいわゆる社会的権利等が含まれている。また、同第14条においては、すべて国民が法の下に平等であって差別されないことが記されている。

6.障害者についても、その基本的人権は憲法の下で保障されている

(以下略)

資料11

野党6党による医療、介護、障害福祉、保育についてヒアリング

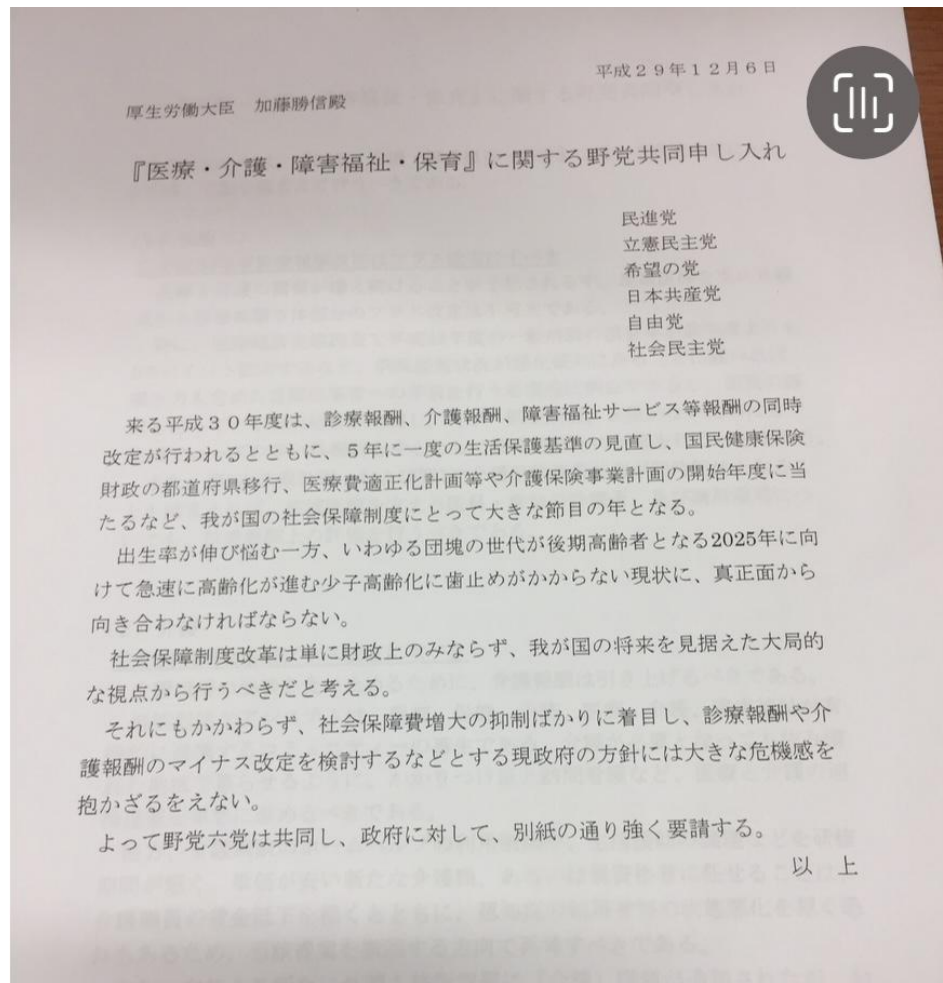
2017年12月2日



資料
11-2

同問題での加藤厚労大臣への申し入れ

2017年12月6日



資料
11-3

同問題での加藤厚労大臣への申し入れ

2017年12月6日



1979年自民党「日本型福祉社会」を提唱

- 1979年1月第89回国会、施政方針演説で大平正芳首相「家庭基盤の充実、田園都市構想の推進等を通じて、公正で品格のある日本型福祉社会の建設に力をいたす方針であります」と掲げた。「日本人の持つ自主自助の精神、思いやりのある人間関係、相互扶助の仕組みを守りながら、これに適正な公的福祉を組み合わせた公正で活力ある日本型福祉社会の建設に努めたいと思います」
- 同年8月閣議決定「新経済社会7か年計画」
- 「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率の良い政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会をもつ創造的活力を原動力とした我が国独自の道を選択的に創出する、いわば日本型ともいうべき新しい福祉社会の実現をめざすものでなければならない」

三世代同居は含み資産？（厚労省）と書いて、批判され・・・

老親と子供の同居を日本社会の「福祉における含み資産」と評価し、「世代間の相互扶助という面からみれば、老親がまだ元気なうち（たとえば50～65歳）においては、子供夫婦にとって、出産育児の手伝いや援助を期待でき、さらに就労を希望する主婦にとっては、留守番や子供の世話の一部をまかせることができる。次に老親がしだいに身体機能が衰える時期（例えば70歳以上）においては子供世帯における老親の介護が期待できる」

——「昭和53年版厚生白書」（1978年）より

資料14

社会保障制度改革推進法

(2012年8月22日 法律第64号 民主党政権 民主・自民・公明提出)

(基本的な考え方)

第二条 社会保障制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- 一 **自助、共助及び公助**が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと。

〈以下略〉



持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 (プログラム法)

(2013年12月13日 法律第112号 自公政権 閣法)

(自助・自立のための環境整備等)

第二条 政府は、人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するためにも、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、社会保障制度改革を推進するとともに、個人がその自助努力を喚起される仕組み及び個人が多様なサービスを選択することができる仕組みの導入その他の高齢者も若者も、健康で年齢等にかかわらず働くことができ、持てる力を最大限に発揮して生きることができる環境の整備等(次項において「自助・自立のための環境整備等」という。)に努めるものとする。

- 2 政府は、住民相互の助け合いの重要性を認識し、**自助・自立**のための環境整備等の推進を図るものとする。

あらゆる分野で人権が尊重される日本を

「日本共産党の百年」では、党の責任は「不作為」にとどまらず、旧「優生保護法」の成立と改定に賛成したという重大な誤りがあったことを明記した。優生思想で障害者を選別し、排除する社会をただすとりくみを強め、全ての人の権利と尊厳が守られる社会の実現へ全力をつくす。政策決定の場への当事者参加を原則とし、障害者権利条約に基づいた施策の実施を求める。

（日本共産党第29回大会決議）

障害ある人の参政権保障連絡会と懇談

2025年5月20日



資料
16-2

障害年金の改善求める緊急要求

2025年12月17日



資料
16-3

18歳の壁問題 2025年11月5日 宮城県気仙沼市 多機能型事業所いっぽ 秋山市議と



資料
16-4

18歳の壁問題 2025年11月7日 仙台市 NPO法人シャロームの会



資料
16-5

18歳の壁問題 2025年11月7日 仙台市福祉専攻科きおっちょら



資料
16-6

仙台市社福法人つどいの家 2025年11月17日

(船山県議、福島前県議、大内前県議、高見市議)



資料
16-7

全障研理事らと18歳の壁提言について 意見交換 2026年4月16日



就労継続支援A型事業所問題 2026年6月15日 山形市で、当事者、A型(コロニー福祉工場)と懇談



資料
16-9

就労継続支援A型事業所問題 2026年6月15日 B型事業所 社福法人「わたしの会社」



資料
16-9

就労継続支援A型事業所問題 2026年6月15日 閉鎖したA型事業所の元従業員と懇談



資料
16-10

就労継続支援A型事業所問題 2026年6月15日 山形県 健康福祉部と懇談(関県議、石川県議)

